

声明

「療養担当規則違反」によりマイナ保険証の利用率低迷の責任を医療機関に押し付けるのはやめ、個別に事情を確認する働きかけの中止を求める

厚生労働省は8月30日に開催した第181回社会保障審議会医療保険部会において、マイナ保険証の更なる利用促進の取り組みとして、マイナ保険証の利用実績が著しく低い医療機関に対しては、地方厚生局が個別に事情を確認する等の働きかけを行う方針を提案した。

この提案の中で、利用実績が著しく低い医療機関は、患者がマイナ保険証を使う機会を奪っているとし、その場合は療養担当規則違反となる恐れがあると強調している。

しかし、療養担当規則で医療機関が求められているのは、マイナ保険証による資格確認を行える体制を整備することと、マイナ保険証による受診を希望した患者に対してマイナ保険証による資格確認を行うことであり、健康保険証での受診を希望する患者に健康保険証による資格確認を行うことや、マイナ保険証受診を勧めないことは何ら療養担当規則違反には当たらない。

また、具体的な事例を殆ど出さずに療養担当規則違反をいたずらに持ち出すというのは、個別指導だけでなく最終的な保険医療機関の指定取り消し及び保険医登録の取り消しという脅しをかけていることと同じである。

そもそも医療機関にとって、マイナ保険証利用率向上は義務ではない。8月時点のマイナ保険証利用率12.43%という数字をみても利用率が向上しないのは、紛失のリスクや個人情報漏洩に対する不安が払拭されていないからであり、政府が国民に信頼されていないのは明らかである。

「療養担当規則違反」という言葉を使い、利用率低迷の責任を医療機関に押し付けるのは筋違いというものである。政府はマイナ保険証の利用率低迷の責任を医療機関に押し付けるのはやめ、個別に事情を確認する働きかけについては中止することを求める。

2024年9月24日
長野県保険医協会 理事会